

規制の事前評価書(要旨)

【代替案なし】

政策の名称	通信・放送新規事業者及び地域通信・放送開発事業への支援制度の廃止		
担当部局	総務省情報流通行政局情報流通振興課	電話番号:03-5253-5748	e-mail:joryu-soukatsu@ml.soumu.go.jp
評価実施時期	令和5年10月		
	<p>【規制を実施しない場合の将来予測(ベースライン)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定通信・放送開発事業実施円滑化法(以下「開発法」という。)は、通信・放送新規事業及び地域通信・放送開発事業を実施しようとする者に対する支援制度を規定し、当該事業を実施しようとする者が総務大臣に当該事業の実施計画を提出し、総務大臣がこれを認定した場合、国立研究開発法人情報通信研究機構(以下「機構」という。)が、認定実施計画に係る事業に必要な資金の借入れに係る債務の保証、資金の出資、実施に必要な資金に充てるための助成金の交付、金融機関が行う当該事業の実施に係る資金の貸付けの利子補給金の支給(以下、「債務保証等」という。)を行うことを規定している。 ・ しかし、本支援制度に係る各業務は、出資業務に係る残存案件の対応を除いていずれも実施していない。 ・ そこで今後も債務保証等の新規案件を採択することが想定されない現状をベースラインとする。 <p>【課題及び課題の発生原因】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 以前(平成2年当時)、社会経済の情報化の進展に伴い、国民経済及び国民生活における情報流通が重要となりつつあり、①多彩な番組を見られる衛星放送や家庭に居ながらチケット予約ができるといった多様な情報ニーズに的確に対応した情報流通システムの実現、②情報機能の中央への集中による東京等大都市と地方における情報格差の拡大を、地方にケーブルテレビを設けて地方における情報流通メディアの量的拡大を図る等により解消することが課題であった。このため、情報流通において通信・放送が大きな役割を果たすことに鑑み、新たな通信・放送サービス等を提供する通信・放送新規事業や地域通信・放送開発事業が必要となっていたが、その実施においては、事業の新規性・先行性による不透明性、不確実性のため、資金調達が容易でないこと等の阻害要因があった。 <p>これらの課題へ対応するため、当該事業の立ち上がりにおけるリスクの軽減や必要資金の提供等の措置を講ずることにより、当該事業の実施における環境を整備し、事業実施の円滑化を図ることとして本制度が創設された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存部分を除き、実質的に本制度に係る業務を行っておらず、本制度は形骸化している。 <p>また、機構が債務保証に係る支援制度を実施するための信用基金の設置、信用基金に対する出資、機構が債務保証及び利子補給等に関する業務を実施するための勘定、これらの業務の主務大臣等の規定は、これらの各種制度を実施するために設けた規定であることから、本制度を廃止することに伴い、不要となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ よって、次のとおり当該制度の廃止等を行う必要がある。 <p>【規制の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定通信・放送開発事業を推進するための支援制度を廃止する。 ・ 同制度の廃止に伴い、機構の業務を定める各支援制度の実施規定、当該業務を行うための信用基金の設置、当該業務の区分経理、当該業務の主務大臣及び当該信用基金に政府又は政府以外の者が出資を行うことを定める規定を削除する。 ・ 出資業務に係る残存案件については、引き続き当該案件に係る株式の管理を行うための経過措置を設ける。 		
規制の費用	(遵守費用)	本制度は、平成28年6月以降債務保証業務、利子補給業務、出資業務及び助成金交付業務(以下「債務保証等」という。)の新規案件を採択しておらず、今後も採択する見込みはないことから、廃止した場合に新たな遵守費用は発生しない。なお、出資業務に係る既存案件の管理に関しては、現行と同様に開発法の廃止後も引き続き実施することから、遵守費用に係る変化は生じない。	
	(行政費用)	本制度は、平成28年6月以降債務保証等の新規案件をしておらず、今後も支度する見込みはないことから、廃止した場合に新たな行政費用は発生しない。なお、出資業務に係る既存案件の管理に関しては、現行と同様に開発法の廃止後も引き続き実施することから、行政費用に係る変化は生じない。	
規制の効果(便益)	(直接的効果(便益))	平成28年6月以降債務保証等の新規案件を採択しておらず、今後採択する見込みもない制度を廃止するものであり、これに伴う直接的な効果(便益)は想定されない。	
	(副次的・波及的な影響)	平成28年6月以降債務保証等の新規案件を採択しておらず、今後採択する見込みもない制度を廃止するものであり、副次的な影響及び波及的な影響は想定されない。	
費用と効果(便益)の関係	平成28年6月以降債務保証等の新規案件を採択しておらず、今後採択する見込みもない制度を廃止するものであり、費用、効果(便益)ともに想定されない。		
その他関連事項	【事前評価の活用状況】 (本制度廃止の検討段階やコンサルテーション段階において、本評価書等の活用は行っていない。)		
事後評価の実施時期等	【事後評価の実施時期】 本制度の廃止後の状況を踏まえ、施行後概ね5年以内に事後評価を実施し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。		
	【事後評価に向けて把握する指標(費用・効果等)】 制度の廃止による予期しない影響が生じていないか情報通信市場の動向を把握する。		
備考			